

○厚生労働省告示第百五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第九条の八の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九条の八に規定する厚生労働大臣の指定する保険者等を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九条の八に規定する厚生労働大臣の指定する保険者等

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定により医療に関する給付を行う国家公務員共済組合
- 四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）の規定により医療に関する給付を行う地方

職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定により医療に関する給付を行う日本
私立学校振興・共済事業団